

01 令和6年度公立幼稚園の園児募集

【問い合わせ】
学校教育課(北浦庁舎)
☎ 0291-35-2111

市では、下記の内容で令和6年度公立幼稚園の園児を募集します。

▼ 申込期間

10月16日(月)～11月6日(月)

▼ 申込先

入園を希望する幼稚園または学校教育課

▼ 受付時間

(幼稚園) 7:30～17:00

(学校教育課) 8:30～17:00

※いずれも土・日・祝日を除く。また、行事により不在となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

▼ 対象者

本市に住民登録がある幼児

4歳児(H31年4月2日～R2年4月1日生まれ)

5歳児(H30年4月2日～H31年4月1日生まれ)

※本年9月1日現在、市内在住対象児の保護者宛てに入園案内を送付します。詳細については、市公式ホームページをご覧ください。

▼ 提出書類

①入園申込書

②支給認定申請書(1号認定)

③父母の令和5年度の市町村民税課税(非課税)証明書(令和5年1月2日以降に行方市に転入された方)

▼ 費用等

・利用料(授業料): 無料

・給食費^{*1}、教材費等、通園送迎費^{*2}: 有料

※1 要件に該当する場合は副食費が免除

※2 タクシーでの送迎の場合

▼ 教育時間と預かり保育

教育時間の前後・長期休業中の預かり保育を実施しています。

【教育時間】8:30～15:00

【預かり保育】

①朝の預かり保育 7:30～8:30

②降園後保育エンゼル 15:00～18:00

③春休み、夏休み、冬休み 7:30～18:00

【申込先】

①は各幼稚園、②③はこども福祉課

※預かり保育の無償化対象者: 教育・保育1号認定を受けて幼稚園等に通園しており、就労等の事由により保育が必要な方

▼ 幼稚園の教育について

幼稚園では、基本的な生活習慣の定着を図り、幼児の自発性、好奇心などを重視した遊びや体験を通して、幼児一人一人に寄り添った教育を展開し「生きる力の基礎」と「非認知的能力」を育みます。さらに、小学校へのスムーズな移行に取り組んでいます。

※非認知的能力とは…目標に向かって頑張る力、他の人とうまく関わる力、感情をコントロールする力など、IQや学力試験などで測れない内面の力

▼ 公立幼稚園のあり方について

少子化等により、公立幼稚園児が減少傾向にあるため、公立幼稚園の適正配置に関する方針を策定し、令和3年4月に「行方市公立幼稚園のあり方(方針)」を公表しました。幼児期の教育目標達成のための集団活動ができる人数を考慮し、適正な園数にするため、休園基準を設けました。詳細は、市公式ホームページをご覧ください。



体験入園を実施します

幼稚園に入園していないお子さんを対象に、各幼稚園で保育体験を実施します。併せて教育内容の説明なども行います。お気軽にご参加ください。

▼ 日時

10月25日(水)

9:50～11:00

▼ 会場

各幼稚園

▼ 申込期限

10月18日(水)

▼ 申し込み方法

各幼稚園まで電話または来園

▼ 持参するもの

保険料100円、上履き(親子)、水筒、マスク着用



【砂場遊び】

～トンネル、つながったよ！～

▼ 公立幼稚園一覧

幼稚園名 (所在地)	電話	通園区域	令和5年度の園児数	
			4歳児	5歳児
麻生幼稚園 (麻生1147-1)	0299-72-0530	麻生地区	10人	18人
北浦幼稚園 (繁昌212)	0291-35-2038	北浦地区	6人	5人
玉造幼稚園 (玉造甲4175)	0299-55-0281	玉造地区	10人	11人

02 令和6年度保育園・認定こども園の園児募集

【問い合わせ】
こども福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

市では、下記の内容で令和6年度保育園および認定こども園（保育園部分）の園児を募集します。

▼ 申込期間

11月1日（水）～11月15日（水）

▼ 入園申し込み書類の配布および受付先

こども福祉課（玉造庁舎）

※申し込み書類については、10月上旬頃からこども福祉課にて配布する予定です。市公式ホームページからもダウンロードできます。

※認定こども園の幼稚園部分（1号）へ入園希望の場合は、直接施設へお申し込みください。

▼ 受付時間

8:30～17:00（土・日・祝日を除く）

▼ 対象者

保護者の就労状況等により保育を必要とする0歳から6歳（就学前）までの児童

※ただし、入所の要件により、入所期間が限定されることがあります。

▼ 提出書類

①保育園入園申込書・支給認定申請書（2号・3号認定用）

②家庭状況調査票

③就労（予定）証明書等

④児童の状況について

⑤保育所（園）等の利用に関する同意書

⑥父母の令和5年度の市町村民税課税（非課税）証明書（令和5年1月2日以降に行方市に転入された方）

※その他家庭の状況に応じて、必要書類を提出していただく場合があります。

※①・②・③・④・⑤は、全てそろわないと受け付けできません。

※⑥は該当世帯のみ①から⑤の書類と共に提出してください。

▼ 費用等

利用者負担額（保育料）は、世帯の状況により下記のとおり算定し、児童の年齢や保育の必要量に応じて決定します。

4月～8月：令和5年度市町村民税課税状況により算定

9月～3月：令和6年度市町村民税課税状況により算定

▼ 施設利用のための支給認定区分

○1号認定（教育標準時間認定）

※幼稚園、認定こども園（幼稚部）の利用が可能
満3歳以上で、教育のみを希望していて保育の必要のない児童

○2号認定（保育認定）

※保育園、認定こども園（保育部）の利用が可能
満3歳以上で、保護者の就労等により保育を必要とする児童

○3号認定（保育認定）

※保育園、認定こども園（保育部）の利用が可能
満3歳未満で、保護者の就労等により保育を必要とする児童

▼ その他

・入園申し込みについては「令和6年度保育施設利用申込みのご案内」をご確認の上、お申し込みください。

・入所決定は、申し込みの先着順ではありません。なお、定員がありますので、利用調整の結果、入所できない場合もあります。

▼ 保育園一覧

保育所名 (所在地)	電話	定員	受け入れ年齢
子どもの家 ^{すみれ} の苑 (麻生 615-4)	0299-77-9790	20人	0歳（産休明け） ～6歳（就学前）
玉造第一保育園 (玉造乙 1027-1)	0299-55-3631	90人	0歳（6カ月） ～6歳（就学前）
玉造第二保育園 (西蓮寺 481)	0299-56-0710	80人	0歳（6カ月） ～6歳（就学前）
玉造第三保育園 (芹沢 1652-5)	0299-55-1224	70人	0歳（6カ月） ～6歳（就学前）

▼ 認定こども園一覧

施設名 (所在地)	電話	定員	受け入れ年齢
麻生こども園 (麻生 3323-10)	0299-72-0522	105人 (保育園：90人) (幼稚園：15人)	0歳（6カ月） ～6歳（就学前） ※幼稚園は3歳～
龍翔寺こども園 (矢幡 2027-6)	0299-73-2340	120人 (保育園：100人) (幼稚園：20人)	0歳（6カ月） ～6歳（就学前） ※幼稚園は3歳～
北浦こども園 (中根 309-1)	0291-35-3141	95人 (保育園：80人) (幼稚園：15人)	0歳（6カ月） ～6歳（就学前） ※幼稚園は3歳～
認定こども園 のぞみ (山田 3418-4)	0291-35-2550	100人 (保育園：85人) (幼稚園：15人)	0歳（6カ月） ～6歳（就学前） ※幼稚園は3歳～

※いずれの保育園・こども園も開設時間は7:00～18:00（19:00まで延長保育可能）
(令和5年10月1日現在)

03 公用車の売却

【問い合わせ】
財政課・資産経営課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

■ 市の公用車を条件付き一般競争入札により売却します

▼ 入札物品

物品番号	車名	排気量	初年度登録	車検満了日	走行距離	最低売却価格 (税抜き)
1	ハイエース (トヨタ GE-RZH112V)	1.99L	平成15年 6月	一時抹消済	112,090km	30,000円

▼ 入札について

区分	期日	時間	場所
入札案内書の 配布	11月6日(月) 11月20日(月)	9:00～12:00 13:00～16:00	財政課(麻生庁舎) 総合窓口課(玉造庁舎) 総合窓口室(北浦庁舎)
物品公開	※閉庁日を除く		財政課(麻生庁舎)
参加申し込み			財政課(麻生庁舎)
入札	11月29日(水)	9:30～	麻生庁舎別棟 AB会議室

※その他入札参加申し込み方法、申し込み条件等があります。詳しくは「入札案内書」をご確認ください。

04 行政相談

【問い合わせ】
政策秘書課(麻生庁舎)
☎ 0299-72-0811

■ 行政相談所を開設します

行政相談委員は「めざそう 住みよい まちづくり」をスローガンに、住民の皆さんの身近な相談相手として、行政相談所を開設し、行政に関する相談などを受け付け、その解決のための活動をしています。相談は、無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

▼ 日時

10月18日(水) 13:00～15:00

▼ 会場

麻生公民館3階 多目的室 (☎ 0299-72-1573) 根本 憲 行政相談委員
北浦公民館1階 講義室3 (☎ 0291-35-3777) 松下 健治 行政相談委員
玉造公民館1階 談話室 (☎ 0299-55-0171) 新堀 文江 行政相談委員



05 10月は土地月間

【問い合わせ】
政策秘書課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

■ 土地取引の後には届け出を

10月は、土地に関するさまざまな普及啓発活動を行う「土地月間」です。一定面積以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者（譲り受け人）は、政策秘書課に届け出を行う必要があります。詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。政策秘書課までお問い合わせください。

▼ 届け出の必要な面積

- (1) 市街化区域 2,000㎡以上
- (2) 市街化区域以外の都市計画区域
5,000㎡以上
- (3) 都市計画区域外の区域 10,000㎡以上

▼ 届け出の必要な取引

売買、交換、共有物持分の譲渡、一時金を伴う地上権、賃借権の設定または譲渡等

▼ 届け出期限

契約締結日を含めて2週間以内

06 住宅・土地統計調査

【問い合わせ】
政策秘書課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

■ 調査へのご協力をお願いします

総務省統計局では、10月1日現在で「令和5年住宅・土地統計調査」を実施しています。この調査は「統計法」に基づき実施している、国の重要な統計調査です。調査書類が配布された世帯の皆さんは、所定の期日までに、調査へのご回答をお願いします。なお、この調査では、便利なインターネット回答をお勧めしています。スマートフォン・タブレット端末にも対応していますので、ぜひご利用ください。



07 市民ボランティアエキストラ募集

【問い合わせ】
政策秘書課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

■ あなたも映画やドラマに出演しませんか？

▼ 募集要件

- (1) 市内在住の16歳以上または高校生以上
※ 18才未満の方は保護者の同意が必要
※ 16歳未満の方は保護者同伴での参加が必要
- (2) 氏名、住所、連絡先等を明らかにできること（匿名は不可）
- (3) 無償で映画やテレビドラマ、CMなどの映像作品の撮影に出演できること
- (4) 撮影現場で知った情報は、インターネットの掲示板やSNS、ブログなどに書き込まないこと

▼ 応募手続き

応募フォームに、必要事項を入力して送信してください。

応募フォーム
(提携プロダクションのサイト)



市内での撮影実績はこちら▶

08 電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付金

【問い合わせ】
社会福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111
給付金臨時電話（直通）
☎ 0299-56-6100

■ 住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です

▼ 支給対象世帯

令和5年6月1日時点で行方市に住民登録されている世帯で、世帯全員が令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

※住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は、今回の給付金の対象となります。

▼ 支給額

1世帯あたり3万円

▼ 支給手続き等

支給対象世帯のうち、以下の分類によって支給手続きが異なりますので、ご注意ください。

(1) 住民税非課税世帯（支給のお知らせ送付世帯）

行方市から令和4年度に価格高騰に関する給付金を口座振込で受給された世帯のうち、世帯構成に変更がない世帯

※給付内容や確認事項を記載した「支給のお知らせ」を送付済みです。

(2) 住民税非課税世帯（確認書送付世帯）

(1) 以外の住民税非課税世帯

※給付内容や確認事項を記載した「確認書」を送付済みです。

(3) 住民税未申告者を含む世帯（申請書対象世帯）

令和5年1月2日以降に行方市に転入した方や、未申告者がいる世帯

上記分類	支給手続き要/不要	方 法	返送・申請期限
(1)	不要	令和4年度に給付金を受給した口座に支給されます。 (口座変更等をしたい場合はお申し出ください)	
(2)	要	市から送付されている「確認書」の内容を確認し、 同封の返信用封筒で返送	10月31日(火)
(3)	要	申請書と申請書に記載されている必要書類を社会福祉課へ提出 ※申請書は市公式ホームページからダウンロードできます。 ※未申告の場合は、申告が必要です。	※期限までに申請がない場合、本給付金の支給を辞退したものとみなします。

※詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。

▼ 注意事項

以下に該当する世帯は、支給対象外です。

- ・他市町村ですでに本給付金と同様の趣旨の給付金を受給している世帯
- ・令和5年1月2日以降に入国または出生したことにより新設された世帯
- ・住民税均等割が課税されないことについて、租税条約の適用を届け出ている世帯員がいる世帯

09 浄化槽の法定検査

【問い合わせ】
下水道課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 法定検査の受検をお願いします

浄化槽の設置者（管理者）は、浄化槽法第11条の規定により、浄化槽からきれいな水が放流されているかなどを検査する、年1回の法定検査の受検が義務付けられています。（保守点検および清掃に加え、法定検査の受検が必要です。）

▼ 法定検査を受けていない方へ

法定検査を実施していない方に対して、茨城県から、10月以降に受検の案内が送付されます。案内文が届いた際は、同封の「浄化槽法定検査申込書」またはインターネットにて、公益社団法人茨城県水質保全協会に受検の申し込みを行ってください。

▼ 法定検査の受検申込先

公益社団法人 茨城県水質保全協会
水戸市吉沢町 650-1
☎ 029-291-4000

10 いばらきみどり認定 （旧エコファーマー認定）

【問い合わせ】
農林水産課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 環境にやさしい農業に取り組みましょう

県では、国の「みどりの食料システム法」に基づいた基本計画を策定し、農林漁業者による化学肥料・化学農薬の使用低減や温室効果ガス排出低減等環境負荷低減に向けた取り組みや、地域での取り組みを支援・促進することとしています。

このたび、県内の農林漁業者が行う環境負荷低減の取り組みを県が認定する「いばらきみどり認定」が開始されました。これまでエコファーマーの認定を受けられていた農業者の皆さんや、新たに活動に取り組まれる方は、ぜひご活用ください。

▼ 環境負荷低減の取り組み例

- ・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・燃油使用低減や温室効果ガス排出削減
（水田作の中干し期間延長や牛のげっぷ由来のメタン排出量抑制等）
- ・バイオ炭の農地施用
- ・農業用プラスチックの排出削減

▼ 認定を受けるメリット

- ・さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- ・日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。
- ・設備投資の際の税制（所得税・法人税）優遇が受けられます。

▼ 問い合わせ先

【耕種】茨城県鹿行農林事務所行方地域農業改良普及センター ☎ 0299-72-0256

同企画調整部門振興・環境室農業振興課 ☎ 0291-33-4117

【畜産】同企画調整部門振興・環境室畜産振興課 ☎ 0291-33-4118

【林業】同企画調整部門振興・環境室林業振興課 ☎ 0291-33-4123

【漁業】茨城県漁政課企画調整グループ ☎ 029-301-4070



▲茨城県 HP

11 地域ブランディング支援事業補助金

【問い合わせ】
ブランド戦略課
(農業振興センター)
☎ 0291-35-3114

■ 第2回公募を実施します

市では、市内における農畜水産物のブランディングを推進するため、付加価値の向上を目指した生産・加工・販売の一体化、新商品の開発、販路拡大等の取り組みを支援することを目的として、補助金を交付します。

▼ 補助対象者

以下の全ての要件を満たす者

- (1) 市内に住所を有する個人または市内に本社事務所等その他事業の本拠地を設置する団体もしくは法人
- (2) (1) 以外の者で市長が特に必要と認める者
- (3) (1) または (2) に該当する者で、次のいずれの要件も満たす者
 - ① 行方市暴力団排除条例（平成 23 年行方市条例第 21 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する者でないこと、ならびに役員等が同条第 2 号および第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと
 - ② 市税等に滞納がないこと

▼ 補助対象事業

市内で生産された農畜水産物を活用した以下の事業

- (1) 新商品の開発および事業化に関すること
- (2) 販売方式の導入に関すること
- (3) 既存事業の拡大に関すること

▼ 補助対象経費

設備導入・改良費、設備・試作品開発費、機械装置等リース料、調査分析外注費、パッケージデザイン等委託料、ホームページ作成費、印刷製本費、施設等使用料、その他市長と協議の上必要と認められる経費

▼ 補助率

上記の補助対象経費のうち、市長が事業の実施に必要と認めた額の 2 分の 1 以内
(限度額：200 万円)

▼ 第2回公募スケジュール

公募期間 10月1日(日)～20日(金)

事業選定 10月下旬 審査会実施予定

▼ その他補助金を交付する際の条件等

- ・ 本事業を受けて開発・製造した商品は、以下のいずれかにより市の特産品としての活用を行うこと
 - (1) 行方市ふるさと応援寄附金推進事業実施要綱（平成 27 年行方市告示第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する地元特産品等とすること
 - (2) その他市が認める方法において、商品の販売を行うこと
- ・ 国または県の補助金等を充当している部分については、補助対象経費としない
- ・ 市から当補助金以外の交付を受けている事業は、補助対象事業としない

12 野菜出荷者募集

【問い合わせ】
ブランド戦略課
(農業振興センター)
☎ 0291-35-3114

■ 自慢のなめがた野菜を出荷しませんか？

市では、特産品の販売・流通を促進するため、首都圏などの市場開拓を行っています。新たな市場を開拓するためには、行方市だからこそ提供できる高品質・多品目の野菜が必要です。ご協力いただける生産者の方を募集しています。

▼ このような場合にはぜひご連絡を

- ・珍しい野菜の栽培を始めたが、売り先がない。
- ・現在の売り先以外にも、安定的に販売できる売り先を見つけたい。
- ・自慢のなめがた野菜を全国の飲食店で提供してほしい。

▼ 問い合わせ先

一般社団法人行方市まちづくり推進機構
☎ 0291-32-7561
行方市経済部ブランド戦略課
☎ 0291-35-3114

行方の魅力発信広報番組 「なめトーク」



Lucky FM 茨城放送 (水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 1197kHz、土浦・県西中継局 1458kHz) で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています(「HAPPYパンチ」の番組内)。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

エフエムかしまの放送エリアは 鹿行地域でお聴きいただけます



ひろどきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

■放送エリア

鹿行地域 (鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市)

■周波数 76.7MHz

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

広告

J A 年金・ローン・共済無料相談会

年金

年金の専門家である社会労務士が相談に応じます。

年金のお受け取り手続きや、年金受給に必要な資格期間や受給見込額についてなど、さまざまな疑問にお答えいたします。

ローン

住宅・自動車・教育・農業関連の資金など、今から将来にかけて必要となるお金のご用意について、この機会にぜひご相談ください。

共済

ご加入中の保険等内容などを無料診断します。

※相談は予約制です。事前にお電話でご予約の上、ご来店ください。◎よりぞう

ご予約状況によりご希望に添えない場合もございます。



なめがたしおさい

北浦支店
行方市山田 3018-2 ☎0291-35-2211

12月9日(土) 午前9時～午後3時

1等前売券合わせて5億円
1等3億円、前後賞各1億円

当せんのチャンス広がる!
ハロウィンジャンボミニ 5,000万円

1等前売券合わせて5,000万円
1等3,000万円、前後賞各1,000万円

2023年新市町村振興宝くじ

9月20日(水)

同時発売

発売期間 / 9月20日(水)～10月20日(金)
抽せん日 / 10月27日(金)

各1枚 300円

★この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。
★宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入願います。

宝くじに関するお問合せ / 0570-01-1192 [宝くじコールセンター]
公益財団法人 茨城県市町村振興協会

パソコンやスマホでネット購入!

宝くじ公式サイト: <https://www.takarakuji-official.jp/>

13 飼い犬の登録・狂犬病予防注射

【問い合わせ】
環境課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

令和5年度飼い犬の登録と狂犬病予防注射を実施します

生後91日以上の犬は、狂犬病予防法により「登録」と「狂犬病予防注射」が義務づけられています。平成7年4月1日以降に済ませた登録は、その犬の生涯にわたって有効なので、毎年更新する必要はありません。ただし、登録犬が死亡したり、所在地や所有者に変更があったりした場合は、環境課へ届け出をしてください。

狂犬病予防注射は、毎年1回必ず受けなければなりません。予約は不要です。愛犬と一緒に都合の良い会場へお越しください。

▼ 料金

飼い犬の登録有無	登録手数料	注射済票料	予防注射料金
登録済み	—	350円	3,000円
未登録	2,000円		

▼ 日程

日程	時間	実施場所
10月28日（土）	9:00～9:15	要地区館
	9:25～9:40	西浦地区学習センター
	9:50～10:05	島並農村集落センター
	10:15～10:40	行方市役所 麻生庁舎
	10:55～11:10	太田地区館
	11:20～11:35	大和地区館跡地
	11:50～12:05	繁昌地区学習センター
	12:15～12:30	行方市役所 北浦庁舎
10月29日（日）	9:00～9:15	玉川地区学習センター
	9:25～9:40	手賀地区学習センター
	9:50～10:20	行方市役所 玉造庁舎
	10:30～10:45	羽生地区学習センター
	11:00～11:15	中山消防機庫
	11:25～11:40	小貫地区学習センター
	11:50～12:05	武田地区館

※予防注射は、開業獣医師宅でも受けられます。

10月は、飼い主マナー向上推進月間です

○ 飼い犬を放していませんか？

夜間に犬を放している方がいるようです。放し飼いは、飼い主の知らないところで他人に迷惑をかけています。集積所のゴミを荒らす。畑を荒らす。ふんはそのまま……。犬が苦手な人には、子犬でも怖いものです。飼い主は、咬傷事件を防ぐためにも、人気のないところでも、必ずリードをつけて散歩してください。

○ スコップやビニール袋等を持って散歩していますか？

散歩をする際は、ふんの持ち帰りの袋とスコップを用意しましょう。犬のふんを持ち帰ることは、犬を飼う上での「ルール」です。道路や堤防、公園はみんなの物です。そのことを忘れずに、散歩をしてください。犬を飼っている人も、飼っていない人も気持ちよく生活できますように。

○ 簡単に犬・猫を捨てていませんか？

犬や猫の命も動物愛護法で守られています。犬や猫を捨てることは、犯罪です。
殺傷：懲役5年、罰金500万円
虐待・遺棄：懲役1年、罰金100万円
犬や猫も尊い命です。無計画な飼い方により繁殖をし、不幸な命をつくらないために、避妊・去勢の手術を受けましょう。

14 ごみの出し方

【問い合わせ】
環境課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 資源ごみ・燃えないごみは市指定コンテナで

資源ごみ・燃えないごみを集積所へ持ち込む際には、それぞれ市指定のコンテナを利用することとされています。現在、市指定以外の市販コンテナ等を使用して、集積所へ持ち込んでいるケースが見受けられます。市指定コンテナを利用されている方との公平性を保つため、10月2日（月）以降は、原則として市指定コンテナ以外で持ち込まれたごみは回収しませんので、ご注意ください。

▼ 市指定コンテナの価格

資源ごみ用 1個 1,000円

燃えないごみ用 1個 500円（現在は黄色のコンテナのみ販売）

▼ 購入先

- ・環境課（北浦庁舎）
- ・総合窓口室（麻生庁舎）
- ・総合窓口課（玉造庁舎）



▲資源ごみ用



▲燃えないごみ用



※コンテナには、必ず名前を記入してください。

■ 充電式電子機器は廃棄方法に注意

ごみ収集車や環境美化センター工場内で、充電式電子機器が原因とみられる火災や機械の故障が、度々発生しています。充電式電子機器とは、モバイルバッテリー、スマートフォン、電気シェーバー、コードレス掃除機などのことで、リチウムイオン電池が内蔵されており、強い衝撃や圧力がかかるとショート・発火し、火災が発生します。

▼ 廃棄方法

- (1) リサイクル協力店となっている電気店・スーパーなどへ持って行く
- (2) 有害ごみ回収日に集積所へ出す
 - ① バッテリーは必ず放電させる
※使用しなくなったからと、すぐにごみとして出さないこと
 - ② 市指定「有害ごみ」の袋に入れた後、燃えないごみのコンテナに入れる



ハンディクリーナー



スマートフォン

火元は
電子機器



モバイルバッテリー



電気シェーバー



電子タバコ

充電掃除機

充電式の機器は、過度な力が加わると激しく発熱・発火する危険があります

ごみ処理中の 発火トラブル 急増中!!



ごみ収集車



リサイクル工場

15 インボイス制度

【問い合わせ】
水道課（泉配水場）
☎ 0299-55-1108

■ 水道料金等のインボイス制度への対応についてお知らせします

10月1日（日）から、消費税の仕入税額控除の方式として「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」が開始されます。市水道課では適格請求書発行事業者の登録を行い、以下のとおり対応しています。

▼ インボイス（適格請求書）発行事業者の登録番号

行方市水道事業：T 9800020003637

▼ 水道料金・下水道使用料の対応

「上下水道使用水量のお知らせ」票の口座振替領収書部分、「納入通知書」の納入通知書兼領収証書部分に、適格請求書発行事業者の登録番号および適用税率を追記することで、インボイスとします。仕入税額控除の適用を受けるためには、インボイスの保存が必要となりますので、ご自身で保管をお願いします。

また、上記のインボイスについては、水道課が水道料金と一緒に下水道使用料を徴収しているため、媒介者交付特例を適用し、水道事業者の登録番号のみ記載しています。詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。

16 部活動の地域移行

【問い合わせ】
学校教育課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ スポーツ・芸術活動の指導者を募集します

生徒数の減少に伴い「部員数が少なく単独でチームが組めない」などのケースが増えています。また、部活動の数に応じて教職員を配置することが難しい状況が続いています。このままでは、生徒のニーズにあった部活動の運営ができなくなることが予想されます。

そこで、市では、令和7年度をめどに、これまで学校を拠点として行ってきた部活動を、地域クラブ活動などの地域を拠点とした活動へ、段階的・計画的に移行していきます。つきましては、教員に代わり、休日の部活動指導を行っていただける方を募集します。

▼ 指導者を募集する部活動

軟式野球、サッカー、ソフトテニス、バスケットボール、バレーボール、卓球、柔道、剣道、吹奏楽、美術、文化

▼ 指導内容

部活動の技術指導や練習方法の助言・アドバイス

▼ 指導時間

土日いずれかの3時間を上限として活動

▼ 応募方法

右のQRコードから詳細を確認し、ご応募ください。



▼ 指導者の要件

- ・当該年度4月1日現在の年齢が満20歳以上の方
- ・行方市立学校の部活動の運営方針と、当該学校の部活動運営方針にのっとった指導が可能である方
- ・政治的、宗教的中立性を保った上で、従事することができる方
- ・子供の人格形成に関わる者として、豊かな人間性や社会性、コミュニケーション能力などを備えている方
- ・種目についての専門性を有し、公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体認定の指導者資格を有していることが望ましい

17 二十歳のつどい

【問い合わせ】
生涯学習課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 二十歳を迎える皆さんを祝福します

市では、二十歳を迎える皆さんを対象に「令和6年行方市二十歳のつどい」を以下のとおり開催します。
※令和4年4月から成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法の一部改正が施行されましたが、市ではこれまでどおり当該年度に20歳を迎える方を対象に式典を開催します。

▼ 日時

令和6年1月7日（日）10:00 開式

▼ 会場

行方市文化会館

▼ 対象者

平成15年（2003年）4月2日から

平成16年（2004年）4月1日までに生まれた方

▼ 留意事項

- ・対象となる方には、11月下旬ごろにご案内の文書を郵送します。詳しくは、生涯学習課までお問い合わせください。
- ・式典内容については、変更となる場合がありますので、市公式ホームページ等で最新情報をご確認ください。

18 なめがた郷土かるた大会

【問い合わせ】
生涯学習課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 参加者を募集します

市では、子どもたちが「なめがた郷土かるた」を楽しみながら、ふるさと行方の歴史や文化を知り、行方の「よさ」を再発見する契機となるよう、かるた大会を開催します。

市内の各小学校に、参加者募集のチラシを配布しています。また、市公式ホームページでもチラシをダウンロードできますので、ご利用ください。

▼ 日時

10月21日（土）

9:00 受け付け 9:30 開会式

▼ 会場

行方市麻生公民館体育室

▼ 対象者

行方市内の小学校3年生から6年生まで

▼ 応募条件

3人1チームで16チーム募集（先着順）

▼ 申し込み方法

参加申込書に必要事項を記入の上、生涯学習課へ直接持参、FAXのいずれかで提出するか、いばらき電子申請サービスにてお申し込みください。

▼ 申込期限

10月13日（金）



いばらき電子申請サービス▲



19 行方市文化会館

【問い合わせ】
生涯学習課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 貸館業務を再開します

行方市文化会館の大規模改修工事終了見込みに伴い、以下のとおり、利用予約の受け付けを再開します。

▼ 予約開始日時

11月1日（水）9:00

※公平性を保つため、9:00以前の受け付けはしません。

▼ 予約方法

生涯学習課に電話で予約をお願いします。

☎ 0291-35-2111（内線 273）

※電話予約後、10日以内に申請書をご提出ください。また、キャンセルされる場合も10日以内にご連絡をお願いします。

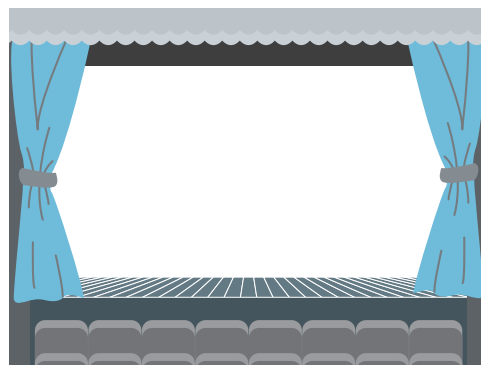
▼ 予約可能期間

利用日が令和6年1月9日（火）から

令和6年4月30日（火）までの期間

▼ 留意事項

急ぎょ工事期間が延長となった場合は、貸館をお断りすることがありますので、ご了承ください。



**神栖・鹿島セントラル
法律事務所**

お気軽にご相談ください

☎ 0299-91-1171

弁護士 瀧 智英
弁護士 谷本 雅晃
(茨城県弁護士会所属)

鹿島セントラルビル新館5階

〒314-0144 茨城県神栖市大野原4丁目7番11号

うちの子「結婚」しないのかしら？

— 独身のお子様の結婚支援・孤立化対策 —

「孫の顔を見れないかも」「結婚する気がなさそう」
「自分たちがいなくなった後が心配」
そんな不安に仲人が親身に対応します。
お気軽にお問い合わせ下さい。

結婚相談所ムスベル TEL:029-835-3751

畳・襖・障子貼替え受付中

住宅のお困り事も何でもご相談ください！
トイレ・浴室・キッチン・洗面台等の水廻り
外壁塗装・屋根・増改築・手摺取付・壁紙

見積無料

お電話ください

創業160余年の信用と実績

(株)イシイ畳 リフォーム

☎ 0120-141-593

石岡本店 石岡市大谷津3-10
つくば店 つくば市高野台3-20-1
水戸ひたちなか店 ひたちなか市高場2332-1

後谷無人ヘリサービス

● 農薬散布承ります。



料金 10a ￥1,500～

使用機種 ヤマハ FAZER(無人ヘリ)

代表 後谷俊則 行方市南高岡411-1
TEL 090-8819-8317

広告

20 市税と保険料

【問い合わせ】

収納対策課（納付全般）・税務課（市税）

麻生庁舎 ☎0299-72-0811

介護福祉課（介護保険料）・国保年金課（後期高齢者医療保険料）

玉造庁舎 ☎0299-55-0111

■ 不動産公売の案内

差押不動産の公売を実施します。買い受けを希望する方は、市役所各庁舎にある「公売広報」や、市ホームページで詳細をご確認の上、入札してください。

▼ 公売保証金納付期間

11月21日（火）～28日（火）

（期間満了までに入金の確認ができない入札は無効）

▼ 入札期間

11月21日（火）～28日（火）（期間内必着）

▼ 入札書提出先

行方市役所 収納対策課（麻生庁舎）

▼ 開札日時

12月1日（金）10:00

▼ 開札場所

行方市情報交流センター ホール

▼ 令和5年度から入札方法が「期間入札」に変わります。

公売保証金納付期間内に公売保証金を納付、入札期間内に入札書等を提出してください。入札書等の様式は、市公式ホームページからダウンロードできます。それ以外の入手方法を希望される方は、電話または来庁の上、請求してください。

売却区分番号	所在	地番	地目	地積 (㎡)	見積価額 (円)	公売保証金 (円)
23-1	行方市青沼字引取	1201 番	田	1,638	390,000	要しない
23-2	行方市青沼字青沼	1146 番	田	984	250,000	要しない
23-3	行方市荒宿字ヤシ町	533 番	田	2,639	140,000	要しない
23-5	行方市南高岡字聖塚 行方市南高岡字聖塚	787 番 1 791 番	山林 宅地	325 1,581.30	1,830,000	190,000
23-6	行方市羽生字塚前 行方市羽生字道久保	1799 番 1747 番	雑種地 雑種地	96 1,649	240,000	要しない
23-8	行方市八木蒔字八幡谷	1586 番	田	4,164	810,000	81,000

※農地法の許可を必要とする農地（田・畑）の公売参加には、行方市農業委員会の発行する「買受適格証明書」の提出が必要となります。

証明書の交付申請の手続き等については、事前に行方市農業委員会事務局（北浦庁舎1階 TEL0291-35-2111）へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。

※公売日前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課までご確認ください。

10月の市税と保険料は・・・

市・県民税 第3期 国民健康保険税 第4期 介護保険料 第4期 後期高齢者医療保険料 第4期

納期限（振替日）は10月31日です。